



**基本文書**  
**女性および助産師に関する権利章典**  
**Bill of Rights for Women and Midwives**

### 背景

国際助産師連盟（ICM）は、世界各国の政府に対し、誰もが利用可能で有効な助産ケアを、すべての女性と子どもと助産師の基本的人権として認知し支援するよう訴える。

ジェンダー平等と教育機会をめぐる女性の問題は、女性が多数を占める職業として、助産師にも関わる問題である。この「女性および助産師に関する権利章典」は、組織的に否定されてきた女性と助産師の基本的人権に目を向け、助産と妊産婦へのサービスの向上を目指して変化を求める際に、政府にアプローチするための新たな枠組みを提供するものである。

ICM のビジョン、ミッション、理念、そして基準を政府が認知し支援することにより、各國は、国連の「持続可能な開発目標」を達成できると期待される。特に、目標3「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する」には、以下の具体的目標を掲げている。

- 3.1 : 2030 年までに、世界の妊産婦死亡率を 10 万人当たり 70 人未満に削減する。
- 3.7 : 2030 年までに、家族計画、情報・教育、およびリプロダクティブ・ヘルスの国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関するヘルスケアをすべての人々が利用できるようにする。

また、目標 5「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」で以下の具体的目標を掲げている。

- 5.1 : あらゆる場所におけるすべての女性および女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
- 5.5 : 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参加および平等なリーダーシップの機会を確保する。

- 5.6：国際人口開発会議（ICPD）の行動計画および北京行動綱領、ならびにこれらの検討会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康および権利への普遍的アクセスを確保する。

女性は、ほとんどの状況において最も適切なケア提供者となる助産師のケアを受ける権利を有し、助産師は、その使命達成に向けた実践と連携を促進するに十分な教育と規制を与えられる権利を有すると、ICMは考える。

## **権利章典**

他の同様の文書を踏まえ、ICMは、全世界の女性と助産師の基本的人権として、以下が認知されるべきであると考える。具体的には以下のとおりである。

### **女性の権利**

1. すべての女性は、出産において、自律的で能力のある助産師によるケアを受ける権利を有する。
2. すべての新生児は、健康で十分な情報を持った母親を持つ権利を有する。
3. すべての女性は、価値ある存在として尊重される権利を有する。
4. すべての女性は、自己の身体的な安全への権利を有する。
5. すべての女性は、あらゆる形態の差別を受けない権利を有する。
6. すべての女性は、最新の健康情報を得る権利を有する。
7. すべての女性は、自身の保健医療に関する決定に積極的に参加し、インフォームド・コンセントを示す権利を有する。
8. すべての女性は、プライバシーの権利を有する。
9. すべての女性は、出産する場所を選択する権利を有する。

### **助産師の権利**

1. すべての助産師は、助産師としての能力を開発・維持できるような助産に特化した教育を受ける権利を有する。
2. すべての助産師は、助産師の実践に関する国際助産師連盟による定義と助産実践範囲の中で、自己の責任において助産を実践する権利を有する。
3. すべての助産師は、保健医療専門職として認知・尊重・支援される権利を有する。
4. 助産師は、国家レベルで助産・母性政策とサービスに寄与し得る強力な助産師団体を利用する権利を有する。

### 女性および助産師の権利

1. 助産師および女性は、女性と乳児にとって安全で、能力のある、自律した助産師を確保する規制制度に対する権利を有する。
2. 助産師および女性は、女性と乳児のニーズに十分応えうる助産師を確保するための、国の助産師に関する計画に対する権利を有する。
3. 女性および助産師は、政府および健康と教育に関わる政府機関により尊重される権利を有する。
4. 助産専門職は、独自の明確な専門職として認知される権利を有する。

### 関連 ICM 文書

ICM（2014 年）基本文書 助産師の倫理綱領

ICM（2017 年）基本文書 ICM 助産師の定義

ICM（2010 年）基本文書 基本的助産実践に必須なコンピテンシー（2013 年改訂）

ICM（2010 年）基本文書 助産師教育の世界基準（2013 年改訂）

ICM（2011 年）助産規制の世界基準（2013 年改訂）

ICM、WHO、ICN（2007 年）共同声明、看護と助産の強化に関するイスラマバード宣言（3 月 4 日～6 日、パキスタン）

### 2011 年、ダーバン評議会にて採択

2017 年、トロント評議会にて改訂および採択

次回改訂予定 2023 年

2017 年 公益社団法人日本看護協会、公益社団法人日本助産師会、一般社団法人日本助産学会 訳

ICM発行文書の原文については、ICMが著作権を有します。

日本のICM加盟団体である日本看護協会・日本助産師会・日本助産学会は、ICMの許諾を得て日本語に翻訳しました。

日本語訳の著作権については、原文作成者であるICMと日本看護協会・日本助産師会・日本助産学会に帰属します。

原文の転載引用については、ICMに連絡し使用許諾を得てください。

日本語訳の転載引用については、日本助産師会<http://www.midwife.or.jp/>に連絡し使用許諾を得てください。